



埼玉県報

第 2 2 4 8 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日
金 曜 日

目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例あらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [蓮田市の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [蓮田市の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例\(市町村課\)](#)
- [外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例のあらまし\(消防防災課\)](#)
- [埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例\(消防防災課\)](#)
- [大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(大気環境課\)](#)
- [大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例\(こども安全課\)](#)
- [旅館業法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(生活衛生課\)](#)
- [旅館業法施行条例の一部を改正する条例\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例\(高校教育指導課\)](#)

規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(大気環境課\)](#)
- [職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)
- [外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [埼玉県土地利用基本計画の一部変更\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県伊豆潮風館送迎バスの購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [平成十八年埼玉県告示第五百七十三号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)

- [和光市都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [飯能都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [志木市西原特定土地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [県営都市公園の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [宅地建物取引業者の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に係る随意契約の公示\(会計課\)](#)
- [警察車\(無線警ら車\)に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [県道保谷志木線\(朝霞市泉水\)の道路区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [杉戸県土整備事務所長告示第二十号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び蓮田市の名称の変更に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（一事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務（三十五事務）
- (三) 蓮田市の名称変更に伴う規定の整備
- (四) 法令改正に伴う規定の整備等

三 施行期日

平成二十三年四月一日

ただし、二(二)のうち「一般旅券の申請受理、交付等」については平成二十三年十月一日、二(三)については平成二十三年一月四日、二(四)の一部については公布の日又は「大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の施行の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十一項第二号事務の欄1中「第三条第一項及び第二項」を「第三条第一項から第三項まで」に改める。

別表第十四項第一号市町村の欄中「、新座市」を削り、同項第二号市町村の欄中「川口市」の下に「、新座市」を加える。

別表第三十九項事務の欄中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

別表第六十二項第四号事務の欄1中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに法第十七条の十二第二項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項及び第十七条の十三第二項」に改め、同欄2中「第十七条の七及び第十七条の十」を「第十七条の八及び第十七条の十一」に改め、同欄3中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改める。

別表第九十二項第一号市町村の欄中「、和光市」を削り、同項第二号市町村の欄中「、新座市」を削る。

別表第二百二項第一号事務の欄中「条例第十七条第七項」を「同条第七項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項第二号市町村の欄を次のように改める。

各市町村

別表第二項第一号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市及び川越市を除く。）

別表第二項第二号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市及び川越市を除く。）

別表第十四項第一号市町村の欄中「神川町」の下に「、上里町」を加える。

別表第十八項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市及び川越市を除く。）

別表第十九項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市を除く。）

別表第二十二項市町村の欄中「入間市」の下に「、鳩ヶ谷市」を加える。

別表第三十項市町村の欄中「北本市」を「久喜市、北本市、蓮田市」に改める。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「各市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、新座市及び三郷市を除く。）」を「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市」に改め、同項第二号市町村の欄中「新座市、三郷市」を「鳩ヶ谷市、朝霞市、新座市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市」に改める。

別表第三十六項市町村の欄中「草加市」の下に「、戸田市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「三芳町」の下に「、毛呂山町」を加える。

別表第四十三項市町村の欄中「秩父市」の下に「、狭山市」を、「寄居町」の下に「、杉戸町」を加える。

別表第四十四項市町村の欄中「入間市」の下に「、鳩ヶ谷市」を加える。

別表第四十八項第一号市町村の欄中「本庄市」の下に「、東松山市」を、「戸田市」の下に「、鳩ヶ谷市」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「入間市」の下に「、鳩ヶ谷市」を加える。

別表第五十七項第二号市町村の欄中「和光市」の下に「、新座市」を、「杉戸町」の下に「、松伏町」を加える。

別表第六十三項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第六十四項第一号市町村の欄中「三芳町」の下に「、毛呂山町」を加え、同項第七号市町村の欄中「毛呂山町、」を削る。

別表第七十項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第七十二項市町村の欄中「蓮田市」の下に「、坂戸市」を加える。

別表第七十五項市町村の欄中「加須市」の下に「、草加市、蕨市、戸田市」を、「嵐山町」の下に「、吉見町」を、「杉戸町」の下に「、松伏町」を加える。

別表第七十八項第四号市町村の欄中「戸田市」の下に「、入間市」を加える。

別表第七十九項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第八十項第一号市町村の欄中「羽生市」の下に「、鴻巣市」を加え、同項第二号市町村の欄中「草加市」の下に「、戸田市」を、「上里町」の下に「、松伏町」を加える。

別表第八十二項市町村の欄中「入間市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第八十四項市町村の欄中「秩父市」の下に「、東松山市、入間市」を加える。

別表第八十九項市町村の欄中「入間市」の下に「、久喜市」を加える。

別表中第一百十項を第一百一十項とし、第九十項を第一百十項とし、第八十項を第九十項とする。

別表第七十七項第八号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加え、「草加市」を「鴻巣市、草加市、戸田市」に、「白岡町」を「宮代町、白岡町、杉戸町」に改め、同項第十号市町村の欄中「草加市」の下に「、戸田市」を加え、同項を同表第八十項とし、同表第九十三項から第九十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第九十二項第二号市町村の欄中「、志木市、三郷市」を削り、同項を同表第九十三項とする。

別表第九十一項第三号市町村の欄中「皆野町」の下に「、美里町」を加え、同項を同表第九十二項とする。

別表第九十項市町村の欄中「狭山市」の下に「、久喜市」を加え、同項を同表第九十一項とする。

別表第八十九項の次に次の一項を加える。

<p>土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この項において「施行規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下この項において「処理業省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第三条第一項の規定による報告の受理</p>	久喜市
---	-----

-
-
- 2 法第三条第一項ただし書の規定による確認
 - 3 法第三条第二項の規定による通知
 - 4 法第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項及び第十九条の規定による命令
 - 5 法第三条第四項、第四条第一項、第十二条第三項から第三項まで、第十六条第二項及び第三項並びに第二十条第六項の規定による届出の受理
 - 6 法第三条第五項の規定による確認の取消し
 - 7 法第五条第二項の規定による調査及び公告
 - 8 法第六条第一項、第十一条第一項及び第十四条第三項の規定による指定
 - 9 法第六条第二項（法第六条第五項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示
 - 10 法第六条第四項及び第十一条第二項の規定による指定の解除
 - 11 法第七条第一項の規定による指示
 - 12 法第七条第五項の規定による措置及び公告
 - 13 法第十四条第一項の規定による申請の受理
 - 14 法第十四条第四項並びに第五十四条第一項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 15 法第十五条第一項の規定による台帳の調製及び保管
 - 16 法第十五条第三項の規定による閲覧
 - 17 法第十六条第一項の規定による認定及び届出の受理
 - 18 法第二十七条第二項の規定による命令（処理業省令第十三条第一項第二号の規定に係るものに限る。）
 - 19 法第五十四条第四項の規定による報告の徴収及び立入検査（処理業省令第十三条第一項第二号の規定に係るものに限る。）
-
-

90	
<p>20 法第五十五条の規定による協議</p> <p>21 法第五十六条第二項の規定による協力の要請及び意見の申出</p> <p>22 施行規則第一条第一項ただし書の規定による期限の延長</p> <p>23 施行規則第三条第三項の規定による申請の受理及び通知</p> <p>24 施行規則第十六条第四項の規定による届出の受理</p> <p>25 施行規則第四十三条第一号ロ、第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認</p> <p>26 施行規則第四十四条第五項（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の取消し及び通知</p> <p>27 施行規則別表第六の一の項の下欄ロ並びに同表四の項の下欄第一号ニ及び第二号ハの規定による報告の受理</p> <p>28 処理業省令第十三条第三項の規定による報告（同条第一項第二号の規定に係るものに限る。）の受理</p> <p>29 処理業省令第十三条第四項の規定による指定</p>	

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第六十八項事務の欄1中「並びに第十四条の二第一項及び第二項」を「及び第十四条の二第一項から第三項まで」に改め、同欄2中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項市町村の欄中「秩父市」の下に「、本庄市、東松山市」を、「越谷市」の下に「、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町」を、「小鹿野町」の下に「、東秩父村、美里町、神川町、上里町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十三年一月四日

三 第四条の規定 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律
(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日

四 第五条の規定 平成二十三年十月一日

(経過措置)

2 この条例(第二条の規定を除く。)(前項第一号、第三号及び第四号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務(第一条の規定による改正後の別表第九十二項に規定する事務及び第三条の規定による改正後の別表第九十三項第二号に規定する事務を除く。)に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

蓮田市の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第五十一号）
（市町村課）

一 趣旨

蓮田市の名称の変更に伴い、関係十条例を整備するための条例の制定

二 内容

蓮田市の名称の変更に伴う行政機関の所管区域等に係る規定の整備

三 施行期日

平成二十三年一月四日

条 例

蓮田市の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

蓮田市の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

- 一 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第四条第二項第五号の表区域の欄
- 二 埼玉県保健所条例（昭和二十五年埼玉県条例第四十二号）第一項の表埼玉県幸手保健所の項所管区域の欄
- 三 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）別表岩槻警察署の項管轄区域の欄
- 四 埼玉県県税事務所設置条例（昭和三十年埼玉県条例第四号）本則の表埼玉県春日部県税事務所の項所管区域の欄
- 五 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）第六条第二項の表
- 六 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十一号）第一条の表埼玉県中央家畜保健衛生所の項管轄区域の欄
- 七 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）別表東第六区の項選挙区の区域の欄
- 八 埼玉県環境管理事務所設置条例（昭和六十二年埼玉県条例第四号）第二条の表埼玉県東部環境管理事務所の項所管区域の欄
- 九 埼玉県地域振興センター設置条例（平成十九年埼玉県条例第六十四号）第二条の表埼玉県利根地域振興センターの項所管区域の欄
- 十 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）第四条の表中川流域下水道の項流域関連公共下水道の処理区域の存する市町の欄

附 則

この条例は、平成二十三年一月四日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（人事課）

一 趣旨

国に準じ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合を変更するもの。

二 内容

現行制度では、派遣先の勤務に対して支給される報酬額の多寡にかかわらず最低でも100分の70の給与が保障されることとなっている。その結果、派遣職員の給与と派遣先の勤務に対して支給される報酬との合計額が外務公務員給与を上回る場合がある。

給与と報酬との合計額が外務公務員給与を超えないようにするため、派遣職員の給与の支給割合を100分の70未満とすることを可能とする。

三 施行期日

平成二十三年一月一日

条 例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「には」の下に「、委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十を支給する」を「百分の百以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第八条の見出し中「の種類」を削り、同条中「ある派遣職員には」の下に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（埼玉県人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十
- 三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年六月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（埼玉県人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第四条第一項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十
- 三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（埼玉県条例第五十三号）（消防防災課）

一 趣旨

防災航空隊の緊急運航業務に関し必要な事項を定め、防災ヘリコプターの適正な運航を確保することにより、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市町村の消防に対する支援の適切かつ安全な実施を確保するため、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例を制定するものである。

二 内容

- (一) 総合運航規程等
- (二) 緊急運航の要件
- (三) 調査等
- (四) 機長の指揮監督
- (五) 連携体制の確保
- (六) 気象条件及び運航時間帯
- (七) 帰投命令又は活動停止命令
- (八) 委任

三 附則

- (一) この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- (二) 県は、航空機の適正な運航の確保及び山岳遭難等の発生の抑止の観点から、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するものとする。

条 例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、防災航空隊の緊急運航業務に関し必要な事項を定め、県の防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の適正な運航を確保することにより、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市町村の消防に対する支援の適切かつ安全な実施の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 緊急運航 災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動その他の消防防災活動に関する業務（以下「消防防災業務」という。）のため、航空機を緊急に運航することをいう。

二 緊急運航業務 緊急運航に関する業務をいう。

三 防災航空隊 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定により置かれた航空消防隊で航空機を運航し消防防災業務を行うものをいう。

四 総合運航規程 航空機を効率的に運航するため、緊急運航業務、訓練等について総合的に定める規程をいう。

(総合運航規程等)

第三条 知事は、総合運航規程を定めるとともに、必要な体制の整備及び十分な訓練を行うことにより防災航空隊が安全に活動できるよう努めなければならない。

2 防災航空隊は、緊急運航業務に従事するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、十分に安全を確認しなければならない。

(緊急運航の要件)

第四条 防災航空隊の緊急運航は、次の各号に該当するときに行うことができる。

一 災害等が発生した場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図る必要があるとき。

二 緊急運航業務を実施しなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

三 航空機を運航しなければ、十分な消防防災業務を行うことができないと認められるとき。

(調査等)

第五条 知事は、航空機が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十一条の二に規定する航行を行う場合において、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、当該航行を行うことが予想される場所について、可能な限り事前に調査を行うとともに、資料を収集保存し、緊急運航を行うに当たつての参考とするものとする。

(機長の指揮監督)

第六条 航空機に搭乗してその職務を行う者は、航空機に搭乗中、航空法第七十三条に規定する機長の指揮監督に従い、緊急運航業務を遂行するものとする。

(連携体制の確保)

第七条 防災航空隊は、市町村の消防本部その他関係機関との相互に緊密な連携及び協力の下で活動するものとする。

(気象条件及び運航時間帯)

第八条 航空機が運航できる気象条件は、航空法で定める有視界気象状態とし、航空機の運航の安全が確保できない気象条件の場合は、運航を行ってはならない。

2 航空機の運航時間帯は、日の出から日没までの間とする。ただし、有視界気象状態における夜間（日没から日の出までの間をいう。）の運航で、その安全が確保できると認められる場合は、この限りでない。

(帰投命令又は活動停止命令)

第九条 知事は、災害現場の状況、気象条件等により航空機の運航の安全が確保できないと認めた場合は、直ちに防災航空隊に対し帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、防災航空隊の緊急運航業務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 県は、航空機の適正な運航の確保及び山岳遭難等の発生の抑止の観点から、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するものとする。

本号で公布された条例のあらまし

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（大気環境課）

一 趣旨

大気汚染防止法施行規則の一部改正に伴い、有害物質の測定方法を変更するた
めの改正

二 内容

弗素、弗化水素及び弗化珪素の測定方法を変更

（改正前）日本工業規格K〇一〇五に定める方法のうち吸光光度法

（改正後）日本工業規格K〇一〇五に定める方法

三 施行期日

公布の日

条 例

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十四号

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「のうち吸光度法」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（こども安全課）

一 趣旨

母子家庭に対する支援の充実を図るため、指定管理者による母子福祉センターの管理を改め、県内四箇所を設置し、その運営を県が行うための条例の改正

二 内容

名称、位置、利用時間の変更及び指定管理条項の削除

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県母子福祉センター条例（昭和三十九年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町一丁目百二十四番地に」を「次のとおり母子福祉センターを」に改め、同条に次の表を加える。

名	称	位	置
埼玉県東部中央母子福祉センター		春日部市大沼一丁目七十六番地	
埼玉県西部母子福祉センター		坂戸市大字石井二千三百二十七番地一	
埼玉県北部母子福祉センター		本庄市前原一丁目八番十二号	
埼玉県秩父母子福祉センター		秩父市桜木町八番十八号	

第五条中「午前九時から午後五時」を「午前八時三十分から午後五時十五分」に改める。

第九条から第十四条までを削り、第十五条を第九条とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例五十六号）（こども安全課）

一 趣旨

南児童相談所の移転に伴い、位置の表示を変更するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

（一）南児童相談所の位置の表示を変更し、「さいたま市」を「川口市」に改正する。

（二）中央児童相談所の所管区域に係る規定の整備「蓮田市」を「蓮田市」に改正する。

（三）中央児童相談所の所管区域に係る規定の整備「南埼玉郡（宮代町を除く。）を「南埼玉郡のうち白岡町」に改正する。

三 施行期日

平成二十三年三月二十二日

ただし、二（二）については、平成二十三年一月四日、二（三）については、公布の日

条 例

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十六号

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県中央児童相談所の項所管区域の欄中「蓮田市」を「蓮田市」に、本「（宮代町を除く。）」を「のうち白岡町」に改め、同表埼玉県南児童相談所の項位置の欄中「さいたま市」を「川口市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、第一項の表埼玉県中央児童相談所の項所管区域の欄の改正規定中「（宮代町を除く。）」を「のうち白岡町」に改める部分は公布の日から、同欄の改正規定中「蓮田市」を「蓮田市」に改める部分は同年一月四日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

一 趣旨
旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（生活衛生課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、いわゆるラブホテル等の規制に係る構造設備の基準の一部について適用を除外するものである。

二 内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制と重複する次の基準の適用を除外する。

- (一) フロントを遮へいする構造又は設備
- (二) 自動精算機等

三 施行期日

平成二十三年一月一日

条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十七号

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第九条第三号」の下に「、第四号二、第五号」を、「第十条第三号」の下に「、第四号二、第五号」を、「第十一条第五号」の下に「、第六号二、第七号」を加え、同条第二号中「第二十八条第三項」の下に「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六十八号）附則第二条第三項若しくは第四項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十八條第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。次項において「法」という。）第七条の二及び第八条の規定による命令については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行前にした法第八条の規定による命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

県立高等学校一校及び県立特別支援学校一校の名称及び位置の表示を変更する
ための改正

二 内容

県立蓮田松韻高等学校及び県立蓮田特別支援学校の名称及び位置の変更

三 施行期日

平成二十三年一月四日

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十八号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立蓮田松韻高等学校の項中「埼玉県立蓮田松韻高等学校」を「埼玉県立蓮田松韻高等学校」に、「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

第三号の表中「埼玉県立蓮田特別支援学校―蓮田市大字黒浜四千八十八番地の四」を「埼玉県立蓮田特別支援学校―蓮田市大字黒浜四千八十八番地の四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月四日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）

（高校教育指導課）

一 趣旨

県立総合教育センターを移転し、及び整備するとともに、県立スポーツ研修センターの機能を統合するための改正

二 内容

- (一) 県立総合教育センターの所在地の変更
- (二) 深谷支所の廃止

三 施行期日等

- (一) 平成二十三年四月一日
- (二) 県立スポーツ研修センター条例の廃止

条 例

埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十九号

埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立総合教育センター条例（平成十一年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「さいたま市緑区大字三室字西宿千三百五番地一」を「行田市富士見町二丁目二十四番地」に改める。

第四条第二項の表埼玉県立総合教育センター深谷支所の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
（埼玉県立スポーツ研修センター条例の廃止）
- 2 埼玉県立スポーツ研修センター条例（昭和五十七年埼玉県条例第六十一号）は、廃止する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十九号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一号ロの付表二の項中「蓮田市」を「蓮田市」に改め、同別表第三号ロの表の備考一中「のうち吸光度法」を削り、「原子吸光法、吸光度法又はポラログラフ法」を「規格K〇〇八三に定める方法」に改める。

別表第十二第二号の表の備考一口(2)中「並びに」を「及び」に改め、「及び児玉工業団地」を削り、同表の備考一二中「区域並びに」を「区域及び」に改め、「並びに本庄市共栄及び児玉町共栄並びに児玉郡神川町大字元原並びに上里町大字嘉美及び大字大御堂に存する児玉工業団地」を削る。

別表第十五第一号、別表第十六第一号及び別表第二十四第一号中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

附 則

この規則中別表第四第三号ロの表の備考一及び別表第十二第二号の表の備考一の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成二十三年一月四日から施行する。

規 則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四百号

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年一月二十四日から施行する。

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第百一号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する

規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(昭和四十六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一埼玉県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の職員の項中「埼玉県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに」を削り、「第二条の」を「第二条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月二十四日から施行する。

規 則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第百二号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の付表中「澁田丑」を「澁田丑」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月四日から施行する。

規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一七 一九

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 一）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員（派遣条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第三条第五項中「人事委員会」を「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」とい

う。) 「に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たつては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第四条第六項の規定により標準号給数（同条第七項に規定する委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三）第十四条の規定に基づき、任命権者が定める成績率の区分において勤務成績が良好である職員であるものとする。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

（改正派遣条例附則第二項の埼玉県人事委員会規則で定める職員）

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十二号。以下「改正派遣条例」という。）附則第二項の埼玉県人事委員会規則で定める職員は、改正派遣条例の施行の日以後に埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認められた職員とする。

（改正派遣条例附則第三項の埼玉県人事委員会規則で定める職員）

3 改正派遣条例附則第三項の埼玉県人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認められた職員とする。

（給与の額の計算）

4 前二項のいずれかに該当した職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第三条第一項から第五項までの規定を適用して得

た額とする。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二十号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十四号を第十五号とし、第十五号を第十六号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく職員の子ども手当に関すること。

別表第四埼玉県第一水道整備事務所の項中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は平成二十三年一月四日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マンション・コミュニティ・アシスト

三 代表者の氏名

吉澤 康博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十一番十一号リビエル栄町

五 定款に記載された目的

この法人は、マンション管理組合に対し、管理組合活動全般に関する支援事業を区分所有者の立場で考えマンション維持管理の質の向上に協力し、コミュニティ形成と再形成の促進を行い、地域全般の公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域生活支援協会
- 三 代表者の氏名
野田 貞之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市四季の里一丁目十五番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、移動の手段を持たない高齢者や障害者等の地域住民に対し、外出等の日常生活を支援し、誰もが豊かな生活がいつまでも送れる安定した高齢社会を築くことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千五百八十九号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十二年十二月十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

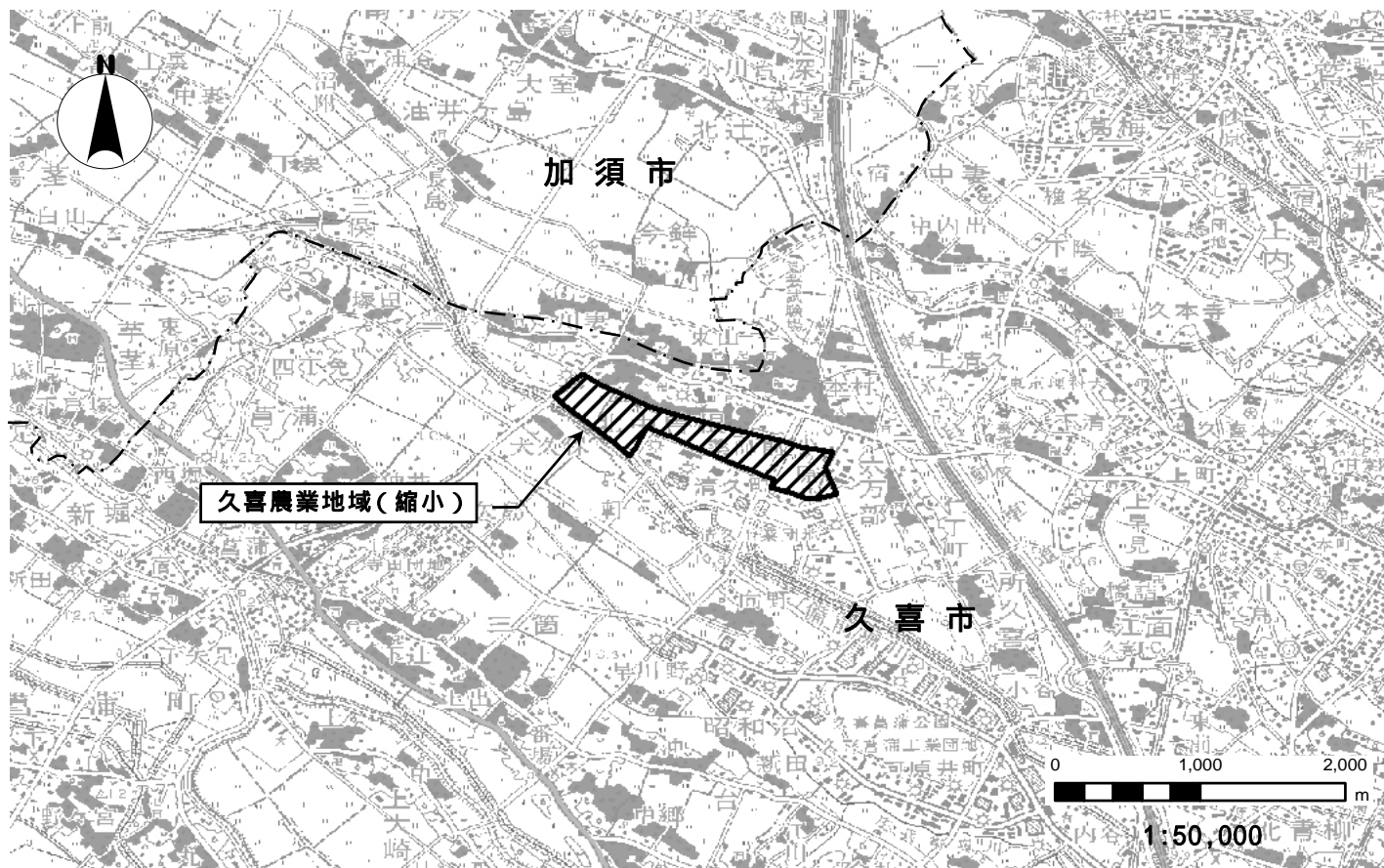
平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

久喜市の区域

別図のとおり、農業地域三十八ヘクタールを縮小

別図 土地利用基本計画図



告示

埼玉県告示第千五百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県伊豆潮風館送迎バス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部障害者福祉推進課自立支援医療担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東いすゞ自動車株式会社 群馬県高崎市宮原町1番地21
- 5 落札金額
36,088,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年8月31日

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人片柳小学童保育の会
- 三 代表者の氏名
植田 政行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井二二四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことよって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百九十二号

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一ロ(2)中「並びに二に規定する児玉工業団地の区域」を削り、同表の備考一二中「並びに本庄市共栄及び児玉町共栄並びに児玉郡神川町大字元原並びに上里町大字嘉美及び大字大御堂に存する児玉工業団地の区域」を削る。

告 示

埼玉県告示第千五百九十四号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百九十六号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百九十九号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、
志木市西原特定土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六百二二号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須はなさき公園

二 位置

加須市大字下高柳、船越地内

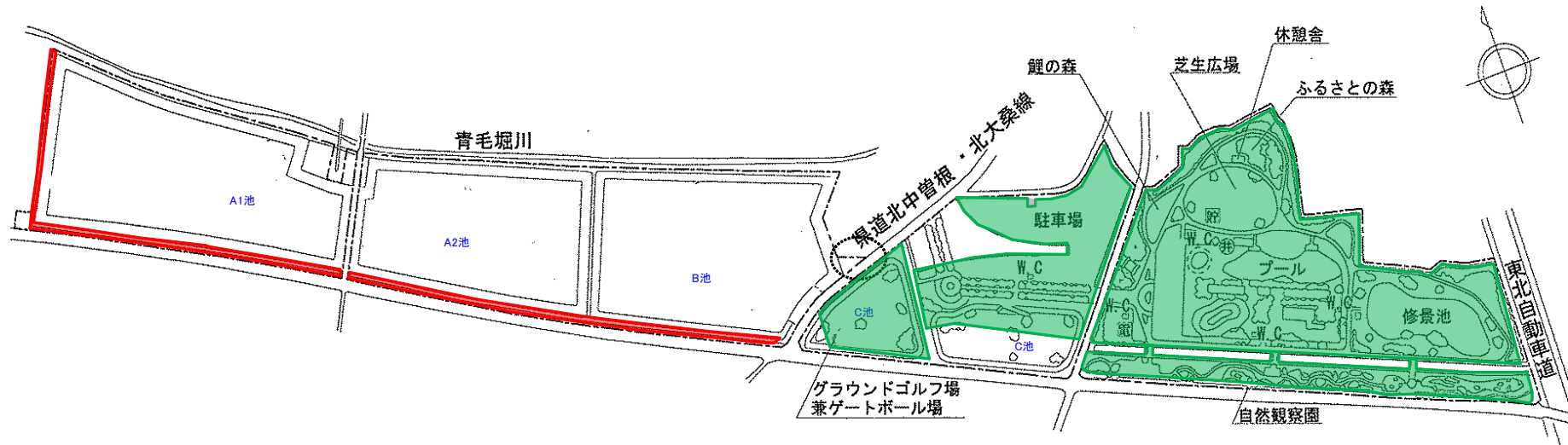
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十二年十二月二十七日

加須はなさき公園



一 凡例

- 供用済の区域
- 今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積

A1: 6,437㎡
 A2: 3,470㎡
 B : 2,399㎡
 計: 13,206㎡

告 示

埼玉県告示第六百三三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十二年十二月二十日付けで、次のとおり処分した。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地	処分の内容
不動信用	小笠原 祥子	越谷市平方一九〇五―二四	平成二十三年一月六日から二十二日間の業務の全部停止

告 示

埼玉県告示第千六百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 随意契約を決定した日
平成22年11月15日
- 4 随意契約相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
282,155,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札の公告を行った日
平成22年9月28日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県告示第千六百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察車（無線警ら車） 10台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年11月11日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県さいたま市下落合6丁目1番18号

5 落札金額

43,291,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年9月28日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 保谷志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	朝霞市泉水一丁目二一四四 番一地先から	区 間
三一・〇〇	一五・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・六〇	二八〇・八〇	延 長 (メートル)
	道路改築整備工事	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年七月二十七日

指令川建セ第二二〇〇三七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月十五日

川建セ第二二〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字一ツ木字本村三〇六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字一ツ木三一七番地

片山 孝俊

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 五 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 九 月 十 三 日	指 定 の 年 月 日
大 里 郡 寄 居 町 大 字 鉢 形 字 上 ノ 原 千 九 百 七 十 二 番 四	指 定 道 路 の 位 置
三 十 四 ・ 九 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊六号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十二年九月 十二日	指定の年月日
大里郡寄居町大字桜沢字山ノ根三千六百九十五番五 三千六百九十六番四	指 定 道 路 の 位 置
三十四・九五メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・三五メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 八 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 十 月 二 十 九 日	指 定 の 年 月 日
大 里 郡 寄 居 町 大 字 富 田 字 原 六 百 九 十 番 一、 六 百 九 十 番 三、 六 百 九 十 番 十 一	指 定 道 路 の 位 置
三 十 四 ・ 九 八 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 五 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十一月十九日

指令越建セ第二二〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十一日

越建セ第三三五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七四一 四、一七四一 七、一七四二 九、

一七四二 一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区中川一丁目四番二四号 長門住宅二号二〇三号

坂巻 大章

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十一月十九日

指令越建セ第二二〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十一日

越建セ第三三六 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七四一 五、一七四一 八、一七四二 一

一、一七四二 一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字山崎八九一番地一

矢内 恵美子

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号（平成二十二年九月三日第二千二百十五号）中訂正

ページ 行

一 表中

誤

田市関山四丁目

正

蓮田市関山四丁目